

南あわじ市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱

平成30年10月30日

告示第 68 号

改正 令和 2 年 6 月 1 日告示第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の安全・安心で良好な居住環境を確保するとともに、生活環境の保全を図るため、倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある老朽危険空家の除却工事を行う者に対し予算の範囲内で交付する老朽危険空家除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、南あわじ市補助金等交付規則（平成 17 年南あわじ市規則第 147 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(老朽危険空家の要件)

第 2 条 この事業の対象となる「老朽危険空家」とは、市内に所在する空家（主として住宅の用に供されている建築物かつ居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 1 項又は南あわじ市空家等の適正管理及び有効利用に関する条例（平成 30 年南あわじ市条例第 20 号）第 9 条第 4 項の規定による助言又は指導を受けていること。
- (2) 法人その他の団体が所有するものでないこと。
- (3) 倒壊等により道路を通行する者及び近隣の住民等周辺に危険が及ぶおそれがあり、別表に定める不良度測定基準による合計点数が 100 点以上であること。
- (4) 当該老朽危険空家の除却について、全ての所有権その他の権利を設定している者（以下「共有者等」という。）の同意を得ていること。
- (5) 国又は地方公共団体が交付する他の補助金（南あわじ市沼島地区解体家屋廃材海上輸送費補助金交付要綱（平成 22 年南あわじ市告示第 23 号）の

規定による補助金を除く。)の対象となっていないこと。

(6) 過去に同一敷地内の建築物がこの事業の対象となっていないこと。

2 補助金の交付を受けようとする者は、当該空家が前項の老朽危険空家の条件を満たしていることについて、事前に認定を受けるものとし、事前調査申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 位置図及び配置図

(2) 現況写真

(3) 当該空家及び当該空家が存する土地に係る登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産評価証明書その他の固定資産課税台帳に登録されている所有者が確認できる書類)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申込書の提出があったときは、当該空家の状況について敷地立入調査を実施し、老朽危険空家に該当するかどうかを判定し、その結果を事前調査結果通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、老朽危険空家(前条第3項の規定により老朽危険空家に該当する旨の通知を受けたものに限る。以下同じ。)の除却工事を行う者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該老朽危険空家について登記簿(未登記の場合は、固定資産課税台帳)に所有者として登録されている者(当該所有者が死亡している場合は、その法定相続人を含む。以下同じ。)であること。ただし、所有者がいない場合にあっては、当該老朽危険空家の管理を行う者として市長が認める者であること。

(2) 世帯に属する全ての者について、市税の滞納がないこと。

(3) 南あわじ市暴力団排除条例(平成25年南あわじ市条例第12号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象工事)

第4条 この事業の対象となる除却工事（以下「補助対象工事」という。）は、老朽危険空家の解体工事（解体により生じた廃棄物の運搬及び処分を含むものとし、家財道具等の搬出及び処分を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に規定する土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業、とび・土木工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者に限る。）が施工する工事であること。
- (2) 当該年度の3月31日までに工事を完了し、実績報告書を提出できるものであること。
- (3) 建築物（長屋建ての場合を除く。）の一部を除却する工事でないこと。
（補助対象経費等）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用の額（南あわじ市沼島地区解体家屋廃材海上輸送費補助金交付要綱の規定による補助金の対象となる経費を除く。）とする。ただし、当該費用の額が標準除却費（住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に規定する標準除却費をいう。）の額を超えるときは、標準除却費の額とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額と133万2,000円を比較して少ない方の額に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第6条 規則第4条の申請は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事前調査結果通知書の写し
- (2) 事業計画書（様式第3号）及び収支予算書（様式第4号）
- (3) 配置図及び平面図（求積図含む）

- (4) 老朽危険空家の所有者が確認できる書類
- (5) 申請者が第3条第1号ただし書に該当する者である場合は、老朽危険空家の所有者との関係がわかる書類
- (6) 申請者及びその世帯に属する者について市税に未納がないことを証明する書類
- (7) 同意書（様式第5号）（共有者等がある場合に限る。）
- (8) 補助対象工事に要する費用の見積書及び内訳明細書（3者以上）
- (9) 補助対象工事の施工業者に係る建設業法第3条第1項に規定する許可を受けていることを証明する書類又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（実績報告）

第7条 規則第10条の実績報告は、補助対象工事の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第6号）
- (2) 工事完了証明書（様式第7号）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 工事費の内訳書、領収書及び請求書の写し
- (5) 工事施工前、施工中及び施工後の写真
- (6) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第70号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般 の程度	基礎	1 構造耐力上主要な部分で ある基礎が玉石であるもの	10	45
		2 構造耐力上主要な部分で ある基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の腐 朽又は破 損の程度	基礎、土 台、柱又 ははり	1 柱が傾斜しているもの、 土台又は柱が腐朽し、又は 破損しているもの等小修理 を要するもの	25	100
		2 基礎に不同沈下のあるも の、柱の傾斜が著しいもの、 はりが腐朽し、又は破損し ているもの、土台又は柱の 数箇所腐朽又は破損があ るもの等大修理を要するも の	50	
		3 基礎、土台、柱又ははり の腐朽、破損又は変形が著 しく崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁	1 外壁の仕上材料の剥落、 腐朽又は破損により、下地 の露出しているもの	15	
		2 外壁の仕上材料の剥落、 不朽又は破損により、著し く下地の露出しているもの 又は壁体を貫通する穴を生 じているもの	25	

	屋根	1 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		2 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		3 屋根が著しく変形したものの	50	
防火上又は避難上の構造の程度	外壁	1 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		2 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考

- 1 老朽危険空家の不良度は、評定項目につき評定内容に応じた評点を評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算することによって測定する。
- 2 一の評定項目につき該当評定内容が2以上あるときは、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。
- 3 評定区分及び評定項目別の判定は、「空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」（平成23年12月国土交通省住宅局住環境整備室）を基本とする。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

申込者 住 所

氏 名

⑩

連絡先

事前調査申込書

南あわじ市老朽危険空家除去支援事業補助金交付要綱第2条第2項の規定に基づき、事前調査を申し込みます。

また、申込内容の確認のために、市が関係機関において当該土地建物に関する調査を行うこと及び当該建物の立入調査を行うことを承諾します。

建物の所在地	南あわじ市
建物の所有者 ※申込者と同じ場合は 記入不要	住所 氏名
所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他（ ）
建物の形態種別	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
建物の構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
建物の規模	階数 地上 階/地下 階 建築面積 m ² /延べ面積 m ²
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図（所在地がわかるもの） <input type="checkbox"/> 配置図（敷地内の建物配置） <input type="checkbox"/> 現況写真（全景） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（土地及び建物） <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（申込者）

様

南あわじ市長 印

事前調査結果通知書

年 月 日付けで申込みのあった事前調査の結果について、南あわじ市老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱第2条第3項の規定に基づき、次のとおり通知いたします。

1 建物の所在地 南あわじ市

2 事前調査結果

補助対象となる老朽危険空家に該当すると判定しました。
補助金交付対象空家として申請ができます。

補助対象となる老朽危険空家に該当していないと判定しました。

（理由）

様式第3号（第6条関係）

事業計画書

1 老朽危険空家の概要	
所在地	南あわじ市
申請者氏名	
所有者氏名	
建物種別	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
階数	地上 階／地下 階
建築・延べ面積	建築面積 m ² ／延べ面積 m ²
2 除却工事の概要	
工事予定業者	業者名：
	住所：
	連絡先： 担当者名：
工事予定期間	着手予定年月日 年 月 日
	完了予定年月日 年 月 日
3 除却工事費（家財道具等の動産の撤去・搬出・処分等は含めないこと。）	
工事費	円
①解体費	円
②運搬費	円
③処分費	円
④諸経費	円
⑤消費税	円
補助対象経費	円
補助申請額	円
4 その他備考欄	

様式第4号（第6条関係）

収支予算書

1 収入

科目	予算額（円）	摘要
市補助金		
自己資金		
計		

2 支出

科目	予算額（円）	摘要
除却工事費		
計		

備考 収支の計は一致すること。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

同意書

対象建築物 所在地：南あわじ市

用途：

延床面積： m²

構造： 造 階建

上記の建築物を除却することに同意します。

権利の種類	住所	氏名	印

添付書類 同意者の印鑑証明書

様式第6号（第7条関係）

収支決算書

1 収入

科目	決算額（円）	摘要
市補助金		
自己資金		
計		

2 支出

科目	決算額（円）	摘要
除却工事費		
計		

備考 収支の計は一致すること。

様式第7号（第7条関係）

工事完了証明書

工事場所	南あわじ市
工事内容	
発注者名	
工事期間	着手： 年 月 日～完了： 年 月 日
工事費	円
①解体費	円
②運搬費	円
③処分費	円
④諸経費	円
⑤消費税	円
特記事項	
施工業者	<p>上記のとおり工事が完了したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>会社名：</p> <p>代表者名： ㊟</p> <p>所在地：</p> <p>担当者名：</p> <p>電話番号：</p>
添付書類	<input type="checkbox"/> 工事内訳書 <input type="checkbox"/> 工事写真（施工前・施工中・施工後） <input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する処分証明書の写し

備考 工事費には、家財道具等の動産の撤去・搬出・処分の費用は含めないこと。